

# 外国人住民向け生活ハンドブック（概要版）及び生活オリエンテーション動画制作業務 仕様書

## 1 業務名

---

外国人住民向け生活ハンドブック（概要版）及び生活オリエンテーション動画制作業務

## 2 業務の目的

---

宮崎市に転入してくる外国人住民の方が、スムーズに宮崎市での生活を始められるよう、生活や行政手続、災害など、本市で生活する上で必要となる情報を集約した「生活ハンドブック（概要版）」を制作し、転入手続きの際に配布する。

さらに、生活ハンドブック（概要版）の内容をアニメーションで視覚的に説明する生活オリエンテーション動画を制作し、併せて視聴してもらうことで、情報の更なる理解・定着を図る。

なお、生活ハンドブック（概要版）の制作にあたっては、宮崎市が別途制作している、様々な情報を網羅的に掲載した「宮崎市生活ガイドブック（仮名）」及び「宮崎市における在住外国人の現状」を参考資料として提供する予定。

## 3 委託期間

---

契約締結日（令和5年9月29日（予定））から令和6年3月31日まで

## 4 委託料（予算額）

---

4,631千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、委託料の支払いは、業務完了後とする。

## 5 委託業務内容

---

### （1）外国人住民向け生活ハンドブック（概要版）制作・印刷業務【別表1】

外国人住民が転入手続きに来た際に渡す生活ハンドブック（概要版）の制作と印刷業務を委託する。

その用途から、あまり情報を詰め込みすぎではなく、見やすさと分かりやすさを重視しつつ、スムーズに宮崎市での生活を始めるために必要な情報は何かという視点から制作を行う。

### （2）外国人住民向け生活オリエンテーション動画制作業務【別表2】

生活ハンドブック（概要版）の内容をアニメーションで視覚的に説明する生活オリエンテーション動画を制作する。

### （3）その他、前各号に付帯する必要な業務

## 6 特記事項

---

### （1）ハンドブック及び動画について

「せっかく作っても見てもらえないのでは意味がない」というコンセプトのもと、本市が提供する資料も参考にし、本市の外国人住民の現状を踏まえて、次のポイントを踏まえた制作に努めること。

①日本語が分からない外国人にとっても、分かりやすく親しみやすいものものとする。

②留学生や技能実習生等、若い世代が受け入れやすいデザインとすること。

- ③文字数を極力減らし、ルール等は主にイラストや図表で解説すること。
- ④特定の国籍のみではなく、多様な国籍や文化、習慣をもつ外国人住民に向けたものであるという視点を持つこと。
- ⑤外国人住民が、本市で暮らすことの不安解消に繋がる動画の内容を提案すること。

## (2) 翻訳について

- ・ネイティブチェックを行い、正確であるとともに、専門書の翻訳のような固い言葉にならないよう、誰もが気軽に目を通せるような言葉を採用すること。
- ・翻訳は、日本語の理解を十分に行うことのできる者が行うこと。
- ・ネイティブチェックは、翻訳を行った者と異なる者で、対象言語を母語とする者が行うこと。
- ・受託者は、ネイティブチェックを行う者の氏名、母語が記載された書類を提出すること。
- ・ネイティブチェックが完了した時点で本市がチェックを行い、文意のずれが見られる場合には、本市は再度の翻訳作業を要求できることとする。

## (3) 著作権など

- ・成果品の著作権はすべて本市に帰属する。また、本市が必要に応じて再編集・印刷・複製等ができるものとする。
- ・第三者が権利を有している映像・画像・イラスト等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。なお、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・作成にあたっては、肖像権や意匠権、著作権その他権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

## (4) 一般事項

- ・本仕様書について疑義が生じたとき、又は、定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議すること。
- ・業務全般を総括する制作責任者を置き、本市及び関係者との調整窓口となり、円滑な業務の進行管理や意思疎通に努めること。
- ・業務遂行上必要な資料は、原則として受託者において入手すること。なお、国や県及び関係機関が保有する資料については本市を通じて入手すること。また、貸与した資料等の複製の可否、返却等については本市の指示に従うこと。
- ・委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他に漏らしてはならない。
- ・あらかじめ市と調整したスケジュールを厳守すること。

## 7 成果物の納入方法

---

電子データは編集可能な形式で作成し、DVD-R等の記録媒体で納品すること。また、印刷したハンドブックは、本市が指定する場所へ納品すること。

## 8 その他

- (1) 受注者は、この契約締結後、速やかに、業務工程表を作成し、発注者に提出すること。
- (2) 本委託の成果物に係る著作権等は本市に帰属し、本市が運営するホームページ、SNS、その他の広報媒体で使用できるものとする。
- (3) 新型コロナウイルスなどの感染症の発生状況、その他天災等の事由によりやむを得ず企画の全部又は一部を中止した場合は、その準備のために既に発生している費用、中止のために要する費用等のうち、発注者が適当と認めた費用については、事業費として計上して差し支えないものとする。

## 9 問合せ先

宮崎市 総合政策部 秘書課 都市交流係 (担当：立元)

所在： 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

TEL： (0985)42-9234 FAX： (0985)29-6547

E-mail： 01kikaku-in@city.miyazaki.miyazaki.jp

### 【別表1】外国人住民向け生活ハンドブック（概要版）制作・印刷業務

(1) 対象者	
・本市在住の外国人	
(2) 制作言語	
・「英語」、「中国語（簡体字）」、「韓国語」、「ベトナム語」の4言語。	
(3) 制作内容	
①ページ数 全16ページ程度（仕上がりはA5の冊子）。 ※ページ見開きの左側に外国語、右側に日本語の情報を掲載。 ※「表紙・もくじ」と「裏表紙」のみ外国語と日本語を併記	
②印刷	ア 用紙等：A5サイズ（マットコート紙 90kg/4c+4c/A5/16P） イ 印刷数：①英語 800部 ②中国語（簡体字） 100部 ③韓国語 100部 ④ベトナム語 400部
③データ	PDF形式（※本市が運営するホームページ、SNS、その他の広報媒体で使用を想定） AI形式（※イラストレーターによる軽微な編集が行えることを想定）
(4) ハンドブックに掲載する項目	
・以下を必須項目とし、スムーズに宮崎市での生活を始めるために必要な情報は何かという視点から、宮崎市が別途作成している、「宮崎市生活ガイドブック（仮名）」及び「宮崎市における在住外国人の現状」の内容も参考にしつつ、掲載内容の検討も含めてプロポーザル参加業者が行う。	
【必須項目】	○生活ルール（ごみの捨て方、交通ルール等）
○表紙・もくじ	○災害・防災
○生活情報	○税金
○日本語学習に関する情報	○就職に関する情報
(5) 留意事項	
・文章は必要最小限とし、イラストや図、表、全体像が一目で分かるアイコンなどを活用すること。 ・表紙に、外国語の種類を日本語で掲載すること。（例：表紙の右上に外国語の種類を記載）。	

・ホームページのアドレスとQRコードを併記すること。

【別表2】外国人住民向け生活オリエンテーション動画制作業務

(1) 対象者

・本市在住の外国人

(2) 言語

・内容及びナレーションは、英語で作成。

・字幕は、英語・中国語・韓国語・ベトナム語・やさしい日本語の5種類で作成。なお、音声と完全に一致させる必要はない。(伝わりやすさを重視する。)

※ナレーション等に必要な説明文章は本市と委託業者で調整し、両者で作成することを想定している。

(3) 内容

① 項目 別表1の項目を盛り込んだ内容で自由提案とする。

② 本数 フルバージョン：1本(外国人住民へのオリエンテーションやyoutube掲載などで使用)  
※フルバージョンの内容を項目ごとに分割したショートバージョンも制作すること。  
(各課が窓口での説明などで使用)  
※分割する際は、音楽等に違和感がないように編集すること。

③ 時間 フルバージョン：5分程度  
ショートバージョン：フルバージョンの各項目を分割

④ データ MP4形式及びMOV形式

⑤ 具体的な内容 動画に必要なイラスト、アニメーション等の動画構成や内容は自由提案とする。

(4) 留意事項

・ハンドブック(概要版)の内容をアニメーションで視覚的に、分かりやすく説明する内容を提案すること。  
・テキスト情報や図表のみで制度の説明をする業務的なスライドショーや動画等は避けること。